

# 訪問看護・介護予防訪問看護における 契約書 及び 重要事項説明書

2024年6月1日改定



医療法人社団 宙麦会

訪問看護ステーション すてら

～訪問看護ステーションすてらは～

永遠に輝く星の光（Stella Luce）をイメージしています。  
当事者様・家族様が地域で自分らしく、  
安心して暮らすことができるようお手伝いします。

\_\_\_\_\_（以下、「利用者」とする。）と、医療法人社団 宙麦会 訪問看護ステーションすてら（以下、「事業者」とする。）は、事業者が契約者に対して提供する訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

#### 第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法および医療保険制度の関係法令に従い、利用者が心身の特性を踏まえて、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

#### 第2条（契約期間）

この契約の期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思が表示されるまでの期間とします。ただし第7条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。契約解除がない限り、契約は自動継続するものとします。

#### 第3条（訪問看護の内容）

事業者は、利用者の希望を確認し、主治の医師の指示書、居宅サービス計画書等に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に内容を説明し、同意を得た上で計画書の内容に沿って訪問看護サービスを提供します。

- 2 利用者は、訪問看護サービス内容や利用回数等の変更を希望する場合、その変更を事業者申し入れることができます。
- 3 事業者は、利用者から訪問看護サービス内容等の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、その変更を行います。

#### 第4条（訪問看護の記録）

事業者は、サービスを提供した際に、予め定めた訪問看護記録書等の書面に必要事項を記入し、保管します。

- 2 サービス終了日より3年間は訪問看護記録等を適正に保存します。
- 3 事業者は、利用者本人から記録等の開示の求めがあった場合は、医療法人社団宙麦会が定める手順に基づき、その開示に応じます。

#### 第5条（訪問看護の利用料）

利用者は、サービスに対する利用料を、別紙「重要事項説明書」に記載するとおり支払うものとします。

- 2 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。
- 3 利用料の変更がある場合は、事業者は、利用者に事前に説明し同意を得るものとします。
- 4 介護保険法および医療保険制度の関係法令の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予め、その利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は、利用料の変更等に応じられない場合、事業者に対し文書で通知し、契約を解除することができます。

#### 第6条（利用料の滞納）

事業者は、利用者が正当な理由なく利用料を3か月以上滞納した場合、1か月以内の期限を定めて督促し、なお支払いがない場合は契約を破棄します。

- 2 事業者は、前項を実施した場合、指示書を発行している主治の医師、利用者を担当する居宅介護支援事業所および利用者の居住区の市区町村担当課等に連絡するなど、必要な支援を行います。

#### 第7条（契約終了）

利用者は、事業者に対し5日間以上の予告期間をおき、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示

した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

3 その他、次のいずれかに該当する場合は、この契約を終了します。

- ①利用者が死亡、入院・入所または転出した場合
- ②利用者の病状、要介護度等の改善等により、訪問看護の必要を認めなくなった場合
- ③事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- ④事業者が守秘義務に違反したり、常識を逸脱する行為を行ったりした場合
- ⑤その他契約を終了せざるを得ない状況が生じた場合

#### 第8条（賠償責任）

事業者は、訪問看護の提供に伴い、事業者もしくは従業員の故意や過失、または契約上の注意義務に

違反して利用者またはその家族の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合、速やかにその損害の賠償をいたします。

ただし、その損害について、利用者の故意や過失、または契約上の注意義務や従業員の正当な業務上の指示に対して違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減免をすることができるものとします。

#### 第9条（守秘義務）

事業者およびその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者およびその家族の秘密を守る

ことを義務とします。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得るものとします。
- 3 事業者およびその従業員は、退職後もその在職中に知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

#### 第10条（苦情対応）

利用者またはその家族は、提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市区町村または国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て

または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、いかなる場合も不利益、不幸平な取り扱いをすることはありません。

#### 第11条（関係機関との連携）

事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治の医師、居宅介護支援事業所、関係市区町村、その他保健・医療・福祉サービス等を提供するもの等との連携を密に行います。

- 2 事業者は、当該契約の変更または終了に際し、速やかに、主治の医師や担当の居宅支援事業所等に連絡します。

#### 第12条（法令の遵守）

この契約に定めのない事項については、介護保険法、医療保険制度の関係法令等その他の諸法令の

定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

## 指定訪問看護 重要事項説明書

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号(厚生労働省令第 79 号改正) 第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

法人名	医療法人社団 宙麦会
代表者氏名	理事長 肥田裕久
法人所在地等	〒270-0163 千葉県流山市南流山 1-14-7 TEL04-7150-8141

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 (東京都指定 1360390478 号)
指定年月日	令和5年4月1日
事業所名	医療法人社団宙麦会 訪問看護ステーションすてら
事業所所在地等	〒135-0091 東京都港区台場 1 丁目 5 番地トミンハイム台場五番街 4 号棟 202 号室
電話・ファックス番号	TEL:03-6457-2969 fax:03-6457-1526
交通	新交通ゆりかもめ お台場海浜公園駅 直結 りんかい線 東京テレポート駅 徒歩 6 分 海上バス(日の出棧橋より) お台場海浜公園乗り場下車 徒歩 5 分 都バス/KM バス/京急観光バス お台場海浜公園前 1 分
管理者氏名	木村 尚美

## 3. 事業の目的

主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、居宅において、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

## 4. 運営方針

- (1) 利用者が心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、主治の医師、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス等を提供する機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

## 5. 事業所営業日および営業時間、サービスの提供日および提供時間

事業所営業日	月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。)
事業所営業時間	午前9時から午後6時(但し、左記の間に1時間の休憩時間をとるものとする。)
サービス提供日	事業所営業日と同一
サービス提供時間	事業所営業時間と同一
サービス提供地域	

※ 上記サービス提供日および提供時間外に訪問看護の

利用を希望する場合は、別途定める その他の費用の支払いが必要となります。詳細はご相談ください。

※相談により、上記地域外にもサービス提供いたします。その際は、状況に応じて別途交通費をいただく場合があります。詳細はご相談ください。

## 6. 職員体制

職 種	常 勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管 理 者	—	1名	—	—
保 健 師	—	1名	—	1名
看 護 師	2名	3名	4名	1名
准 看 護 師	—	—	1名	1名—
作 業 療 法 士	—	4名	—	—

## 7. 利用料金(別表1、2参照)

### (1)基本利用料

健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法および介護保険法に規定されるサービスについては、厚生労働大臣が定める額の支払いとなります。

※自立支援医療(通院精神医療)を受給しているかた、生活保護を受けているかたは、上記費用の減免が受けられますのでお申し出ください。

### (2)その他の利用料

上記保険制度の給付対象とならないサービスについては、別途定めのとおり、その利用状況により利用者の全額自己負担となります。

### (3)利用料金の支払い

毎月初旬に前月分の請求をいたします。お支払いは現金集金を原則とさせていただきます。集金時に領収書を発行いたします。銀行振り込みを希望される場合はご相談ください。

## 8. サービス利用の方法

### (1)サービス利用開始

直接訪問看護ステーションにお申し込みいただくか、かかりつけの主治医に訪問看護を希望することをお伝えください。

ご自宅にお伺いし、ご相談しながら訪問看護を提供してまいります。

## (2)サービスの終了

契約第7条の事由があった場合、契約に基づいて訪問看護のサービスは終了となります。

## 9. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力行為等があった場合は、サービスを中止することがあります。

### 10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 初回は、訪問看護師が訪問します。次回より1人又は複数の訪問看護師または理学療法士等が交替してサービスを提供します。

(2) 理学療法士等によるリハビリテーションを中心としたサービスであっても、それは看護師の代わりとした看護業務の一環です。その場合においても、サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護師による訪問を提供することが位置づけられています。

(3) 事業者に対して訪問看護師・理学療法士等の交替を申し出る事はできません。また、利用者から特定の訪問看護師・理学療法士等の指名はできません。

(4) 利用者は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

(5) 訪問看護サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮をします。

(6) 訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

(7) サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(8) 訪問リハビリは、ご利用者の心身の状況に十分配慮して実施しますが、まれに運動後の筋肉痛や内服薬の影響による皮膚の内出血、重度の骨粗鬆症による骨折など、身体に不調をきたすことがあります。

11. 訪問の際の禁止行為 訪問看護師、理学療法士等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって次に挙げる行為は行いません。

(1) 利用者もしくはその家族等からの金品等の授受。

(2) 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供。

(3) 利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動。

(4) その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為。

### 12. 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。

(2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。

(3) 虐待防止の為の指針の整備をします。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

(5) 虐待防止の為の研修会を定期的実施します。

### 13. 身体拘束に関する事項

(1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

(2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14. サービス利用にあたっての禁止事項について 利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

(1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。 (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

15. 苦情申立・虐待相談窓口について 当事業所に対する御相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、次の窓口までお申しつけください。

◆ 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者兼責任者:木村 尚美

電話番号:03-6457-2969

FAX番号:03-6457-1526

公式ライン

受付:月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

※その他、当事務所以外に、各保険証に明記してある管轄の連絡先及び各市町村役場の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

16. 非常災害時の対応 防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年に2回以上、実施します。

17. 事故発生時の対応 事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係区・市町村へも連絡します。

## 18. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治の医師、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡し対応いたします。

時間外での緊急時の対応は、容態の変化等あった場合は、24時間、看護師が携帯電話を常備しておりますので連絡を頂ければ、状態に応じて主治医と連携をとり対応させていただきます。

### 【緊急時の連絡先】

利用者（家族）: \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

医師名 : \_\_\_\_\_ 医療機関 \_\_\_\_\_

訪問看護料金表【医療保険】(令和6年6月1日 現在)

(別表1)

<保険単位と基本利用料>

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役並み所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳~74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

<基本利用料金明細>

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3日目まで 30分以上 5,550円 30分未満 4,250円 週 4日目以降 30分以上 6,550円 30分未満 5,100円
訪問看護管理療養費(1日につき)	月の初日:7,670円 2日目以降:3,000円
訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき)(同一建物居住者)	週 3日まで 5,550円 3人以上で1日目から2780円 週 4日以降 6,550円 3人以上で1日目から3280円
訪問看護基本療養費Ⅳ (在宅療養に備えた外泊時)	8,500円 (入院中1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中2回)
複数名精神科訪問看護加算 (看護師・作業療法士等)(週1回)	+看護師4,500円。+准看護師3,800円。+看護補助者3,000円。
精神科複数回訪問看護加算	1日2回訪問:4,500円。1日3回以上訪問:8,000円
精神科緊急訪問看護加算	2,650円
長時間精神科訪問看護加算	5,200円
退院支援指導加算	6,000円(週4日以上訪問できる方)、8400円
退院時共同指導加算(適応時)	8,000円
夜間・早朝訪問看護加算 (6時~8時/18時~22時)	2,100円
深夜訪問看護加算(22時~6時)	4,200円
24時間対応体制加算(月1回)	6,520円
情報提供療養費(1月につき) ※利用者の希望による	1,500円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)	780円

## 訪問看護料金表【介護保険】(令和6年 6月1日現在)

< 保険単位と基本利用料 > 1単位=10.21円

	時間内	早朝:6時~8時 夜間:18時~22時	深夜 22時~6時
訪問看護(1)(20分未満)	303単位	25%加算	50%加算
訪問看護(2)(30分未満)	451単位		
訪問看護(3)(30分以上 60分未満)	794単位		
訪問看護(4)(60分以上 90分未満)	1,090単位		
訪問看護(5)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問	284単位		

< 病状によって下記の料金が加算されます >

特別管理加算	(Ⅰ)500単位 (Ⅱ)250単位
複数名訪問加算(30分未満)	254単位
複数名訪問加算(30分以上)	402単位
長時間訪問看護加算	300単位
初回加算	300単位

< 利用者のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます >

緊急時訪問看護加算	574単位
-----------	-------

< 保険適応外料金 >

死後の処置料	12,000円
キャンセル料	5,000円

急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

< その他加算についての同意事項 >

\* 訪問看護は、主治医の指示書や居宅サービス計画書、ご利用者の状態に応じ、看護計画を立てて行います。尚、特別な管理を必要とするご利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にある場合）に対して、特別管理加算されます。（別紙同意書）

\* 事業所は、電話等により常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整えています。計画的な訪問以外を必要とするご利用者の場合は、1ヶ月に1回、緊急時訪問看護加算または24時間対応体制加算がされます。（別紙同意書）



# 契約書

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業所の双方が署名の上、それぞれが 1 通ずつを保管するものとします。

また、指定訪問看護サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

契約締結日 20 年 月 日

## 事業者

名称： 医療法人社団宙麦会

住所： 千葉県流山市南流山 1 - 1 4 - 7

代表者： 理事長 肥田裕久

## 事業所

名称： 医療法人社団宙麦会 訪問看護ステーションすてら

住所： 東京都港区台場 1 丁目 5 番地 トミンハイム台場五番街 4 号棟 202 号室

代表者： 管理者 木村 尚美

## 重要事項説明者

説明者 職名 氏名

私は、本書面に基づいて、当事業所の利用契約内容、および重要事項の説明を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意します。

<利用者>

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ ⑩

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

私は、本人の意志を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

<代理人(家族等)>

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ ⑩

続柄(利用者本人との関係)： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_